

# 佐賀市上下水道事業管理者が発注する業務委託契約に係る労働環境の確認に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する業務委託契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的とし、発注業務における労働環境を確認することについて必要な事項を定めるものとする。

## (労働環境の確認を行う業務委託契約)

第2条 前条に定める労働環境の確認を行う業務委託契約は、予定価格（消費税等を含む。）が2千万円以上のもののうち、次に掲げるものとする。ただし、管理者が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 庁舎又は施設の清掃に関する契約
- (2) 庁舎又は施設の警備に関する契約（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）
- (3) 庁舎又は施設等の運転管理に関する契約
- (4) 庁舎又は施設等の維持管理に関する契約

2 管理者は、労働環境の確認を行う業務委託契約に該当する案件のときは、この要綱の適用があることを公告、指名通知等に記載しなければならない。

3 労働環境の確認を行う業務委託契約は、契約書に、佐賀市上下水道事業管理者が発注する業務委託契約に係る労働環境の確認に関する要綱に係る特記事項（様式第1号）を添付する。

## (労働環境の確認を行う労働者の範囲)

第3条 この要綱に基づく労働環境の確認を行う労働者は、前条に規定する業務委託契約に主として従事する次に掲げる労働者とする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定の適用を受ける者を除く。）
- (2) 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により従事する者

## (労働環境の基準)

第4条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を基準とする。

2 この要綱に基づき確認する労働環境のうち賃金の最低金額に係る事項については、佐賀市長が発注する業務委託契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項で定める1時間当たりの最低労働賃金単価とする。

- 3 契約の相手方（以下「受託者」という。）及び管理者以外の者から第2条に規定する業務委託契約に係る業務の全部又は一部について受託又は請け負った者（以下「再委託者等」という。）は、1時間当たり、第2項に規定する最低労働賃金単価以上の賃金等を労働者に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、第2項に規定する最低労働賃金単価を支払えばよいものと解釈してはならない。

（労働環境の確認の方法）

- 第5条 労働環境の確認は、受託者が労働環境チェックシート（業務委託契約用）（様式第2号）を管理者に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の場合において、受託者は、再委託者等の1時間当たりの賃金の最低金額を併せて提出しなければならない。
  - 3 労働環境チェックシートは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、その内容を記入して提出しなければならない。ただし、再委託者等が確定しない場合等は、別にその提出期限及びその内容を定めるものとする。
    - (1) 委託契約を締結した場合 契約締結日の翌日から6週間以内に、契約締結日以後に当該契約の労務に対して支払われる最初の賃金及び最初の賃金が支払われる際の労働環境を提出すること。
    - (2) 委託契約の業務を完了した場合 委託業務完了月の翌月末日までに、契約完了月の労務に対して支払われた賃金及び賃金が支払われた際の労働環境を提出すること。
    - (3) 複数年で委託契約を締結した場合 契約締結日から1年を経過する日の翌月末日までに、1年を経過する日を含む月の労務に対して支払われた賃金及び賃金が支払われた際の労働環境を提出すること。委託業務が完了するまでの間、1年を経過するごとに同様の要領で提出すること。
  - 4 労働環境チェックシート（業務委託契約用）の提出があったときは、財務課においてその内容を確認し、保存するものとする。
  - 5 管理者は、前項に規定する労働環境の確認の結果、労働環境について不適切な事項が認められたときは、受託者に対し、その改善を指示するものとする。
  - 6 前項の規定により、改善の指示を受けた受託者は、速やかに財務課に改善報告書を提出しなければならない。この場合において、提出後の内容確認等については、第4項の規定を準用する。
  - 7 改善報告書には、改善の指示を受けた事項、当該事項に係る改善の内容、時期等を記載しなければならない。

（補則）

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年6月2日から施行し、同日以後に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行う案件から適用する。  
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、既に契約を締結している第2条第1項の適用を受ける契約の受託者は、労働環境チェックシート（業務委託契約用）を1年度に1回、管理者からの要請に応じて提出することとする。

様式第1号（第2条関係）

佐賀市上下水道事業管理者が発注する業務委託契約に係る労働環境の確認に関する要綱に係る特記事項

- 1 受託者は、本契約の履行に従事する労働者に係る労働環境に関し、委託者が指定する労働環境チェックシートを提出しなければならない。この場合において、受託者は、再委託者等を使用する場合は、当該再委託者等に使用される労働者の1時間当たりの賃金の最低金額を併せて提出しなければならない。
- 2 委託者は、本契約の履行に従事する労働者の労働環境が不適切であると認めるときは、受託者に対し、労働環境の改善を指示するものとし、受託者は、当該指示により行った労働環境の改善の内容を記載した報告書を、速やかに委託者に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか労働環境の確認については、佐賀市上下水道事業管理者が発注する業務委託契約に係る労働環境の確認に関する要綱による。
- 4 前3項に定めるもののほか定めのない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

## 様式第2号（第5条関係）

## 労働環境チェックシート（業務委託契約用）

1 労働条件等	
Q 1 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
Q 2 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
Q 3 就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
2 安全衛生関係	
Q 1 毎年定期的に健康診断を実施していますか。また、産業医、衛生管理者の選任は適正ですか。	はい・いいえ
Q 2 事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
Q 3 分煙化の推進など、受動喫煙対策を行っていますか。	はい・いいえ
3 労働時間の管理	
Q 1 労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
Q 2 休暇、休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい・いいえ
4 賃金	
Q 1 賃金台帳等から適正な計算、支払いが行われていますか？	はい・いいえ
Q 2 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
Q 3 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
Q 4 当該契約における業務に主として従事する労働者の賃金の最低金額（時給）はいくらですか。（裏面に記載要領があります。）	円
5 各種保険加入の手続き	
Q 1 社会保険、労働保険への加入状況、手続の時期等が適正ですか。	はい・いいえ
6 法定帳簿等の整備状況	
Q 1 法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ
Q 2 労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	はい・いいえ

年　　月　　日

契約案件名 \_\_\_\_\_

所 在 地

名称・氏名及び

代 表 者

(印)

担当者・連絡先

\_\_\_\_\_

**「Q 4 当該契約における業務に主として従事する労働者の賃金の最低金額（時給）はいくらですか。」の記載要領**

**【対象とする労働者の範囲】**

- ① 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該業務に従事している労働者について記入してください。

**【賃金の最低金額について】**

- ① 最低の賃金となる労働者の時間単価を記入してください。
- ② 日給又は月給でお支払いの場合、「基本給相当額」、「基準内手当」、「臨時の給与（賞与等）」及び「実物給与」の額を、貴社所定の1か月の労働日数及び1日の労働時間により時間単位に換算してください。
- ③ ②の「臨時の給与（賞与等）」は、賃金支払日までの間に貴社等が支払った臨時の給与の合計額を対応する月数で除した額とします。
- ④ ②の「基準内手当」とは、家族手当（扶養手当）、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等をいいます。
- ⑤ 時間外、休日及び深夜の労働に係るもの等は、含みません。